様式第	512号		;	給与所得	事等に	係る町	「民税・府	守民税	拍別行	徴収税額の納	期の特例	列に関	する	る承認申	請書	(令和	年	月	日 提出	1)
受	付印	①給与支払者(特別徴収義務者)		人 私	番 L載不	号 要)									2	特別徴収義務者	<u>'</u>		11 3/2	
			名 称	,称 (氏 名)								連絡先	③担当者の 所属・氏名							
	島本町長 様	1)	所在:	地(住	所)										光	④電話番号				
	地方税法第321条6	か5の2(注	去第328第	€の5第33	項には	おいてĚ	準用する	場合る	を含む	・。)の規定に	こよる特	別徴収	又税	額の納	期の特	例について、承認	恩を申請	うします。		
(5)	特例の適用を受けようとする	る税額			ź	年	月分((,	月	日納期限分	以降の	特別征	數収	7税額(給与別	「得及び退職所得)				
6	申請の日前6か月間の各月の		が払を受	年	月		常時勤和	務者		臨時	動務者			年	月	常時勤務者		臨	時勤務者	
	ける者の人数及び各月の支持 (※島本町以外の者を含め さい。)		てくだ	年	月			円	人		円	人		年	月	Р	人		円。	人
				年	月			円	人		円	人		年	月	P	人		円。	人
				年	月			円	人		円	人		年	月	Р	1 人		円。	人
7	(1) 最近において町税の納 延の事実がある場合によ を得ない理由によるもの の理由の詳細 (2) 申請の日前1年以内に いて、その承認を取り消 ある場合には、その年月	いてそれ)であると 納期の特 {しされた	がやむ :きはそ ÷例につ																	
8	給与の支払を受ける者のうち	島本町の	居住者	申請	青 日	の属	する年	き の	1 月	1日現在					人	申請日現	在			人

◇申請書の書き方

①の欄には

申請者が個人である場合には、その氏名及び住所を、法人である場合には、法人名並びに代表者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地をそれぞれ記入してください。ただし、法人の本店又は主たる事務所以外の事務所等で町民税・府民税を特別徴収し、納入しているものが申請者である場合には、その事務所等の名称並びに当該事務所等の責任者の氏名及び所在地を記入してください。

②の欄には

島本町から通知されている「特別徴収義務者指定番号」を記入 してください。

③の欄には

担当者の所属及び氏名を記入してください。

④の欄には

連絡の際の電話番号を記入してください。

⑤の欄には

特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

⑥の欄には

申請の日前6か月間の各月の給与支払を受ける者の人数及び各 月の支払金額を記入してください。ただし常時の勤務者と臨時 の勤務者は区別して記入してください。

⑦の欄には

該当する場合に限り必要事項を記入してください。

⑧の欄には

給与の支払を受ける者のうち島本町に居住している者の人数 を記入してください。

◆町民税・府民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与所得の支払を受ける人数(従業員の総数)が常時10人未満である特別徴収義務者です。
 - (注)「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということがあって多忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、島本町長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払にかかる給与所得及び退職所得について特別徴収した町民税・府民税額は、それぞれ次に掲げる納期限までに納入することになります。

給与の支給期間	退職手当等の支給期間	納期限
6月から11月までの支給分	6月から11月までの支給分	12月10日まで
12月から5月までの支給分	12月から5月までの支給分	6月10日まで

- (4) 最近において町税の納付又は納入の遅延がある場合においては、この特例の承認を受けられないことがあります。またこの承認を受けましても町税を滞納しますとこの特例の承認を取り消しされることがあります。
- (5) 申請のあった月から納期の特例が適用になります。
- (6) 給与所得の支払を受ける人数(従業員の総数)が常時10人未満でなくなった場合には遅滞なくその旨を届け出てください。